

## 公益社団法人高知県看護協会 駐車場管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、高知県看護協会駐車場(以下「駐車場」という。)の管理及び秩序の維持について必要な事項を定める。

### (開場時間及び閉場日)

第2条 駐車場の開場時間及び閉場日は、次のとおりとする。ただし、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

- (1) 開場時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 閉場日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

### (使用の許可)

第3条 駐車場を使用する者は、本会に使用許可申請書(様式第1号)を提出し許可を得なければならない。

- 2 本会は、前項の申請書が提出された場合、適当と認めるときは使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。
- 3 本会が管理上必要であると認めるときは、許可の際使用についての条件を付することができる。

### (使用者の範囲)

第4条 駐車場を使用できるのは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国又は県、市町村
- (2) 看護職の職能団体
- (3) その他本会会長が適当と認めた者

### (目的以外の使用等の禁止)

第5条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は許可を受けた目的以外に使用し又はその使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

### (使用の取り消し)

第6条 本会は、次の各号の一に該当するときは許可を取り消し、使用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本会は賠償の責を負わない。

- (1) 使用許可の申請に不正があったとき
- (2) この規定に違反したとき
- (3) 許可条件に違反したとき
- (4) その他看護協会が必要と認めたとき

### (使用料)

第7条 使用者は、駐車場使用後に駐車場使用台数報告書(様式第3号)を本会に提出する。使用料

は、本会からの請求書を受け取った日から2週間以内に納付しなければならない。

- 2 使用料は、1台につき4時間未満の場合 200円、4時間以上の場合 400円とする。なお、消費税は、使用料とは別に請求する。
- 3 使用の許可を受けたものの駐車場を使用しなかった場合は、使用料の請求は行わない。

#### (使用料の減免)

第8条 本会が特に必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

- (1) 本会の会員が主催者の代表者であり、かつ参加者全員が本会の会員である場合
- (2) 本会の会員が看護職のために行う研修会や行事に使用する場合

2 下記の場合は、半額に免ずることができる。

- (1) 関係団体が看護職のために行う行事等に使用する場合
- (2) 町内会等地域の団体が地域活動のために使用する場合

#### (使用者の心得)

第9条 使用者は本会の指示に従い、駐車場の公序・良俗を守り、他人に迷惑にならないように注意するとともに設備を破損してはならない。

- 2 故意又は過失によって設備を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 使用後は直ちに施錠しなければならない。

#### (駐車場内の盗難・事故等)

第10条 本会は、駐車場内の盗難・事故等には一切関知しない。

#### (規程の改廃)

第11条 この規程における改廃は、常任理事会の決議により行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月14日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年10月7日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年5月14日から施行する。

この規程は、令和4年5月14日から施行する。

この規程は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

様式第 1 号

## 高知県看護協会駐車場使用許可申請書

年 月 日

公益社団法人高知県看護協会会長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記のとおり使用したいので申請します。

		受付番号	第 号
使用駐車場名	北駐車場・第 1 駐車場・第 2 駐車場	駐車台数	台
会議の名称		使用目的及び内容	
使用期間	年 月 日 ( 曜日)	時 分	合計使用時間数
	年 月 日 ( 曜日)	時 分	時間
使用責任者	住所  氏名	電話番号	
		(昼間に連絡できる電話番号) ・自宅 ・勤務先 ・携帯	

※ 使用駐車場名は、使用を希望する駐車場を○で囲んでください。

## 高知県看護協会駐車場使用許可書

年 月 日

申請者 住所

氏名 様

公益社団法人高知県看護協会会長

年 月 日付けで申請のありました高知県看護協会駐車場の使用については、下記のとおり許可します。

使用駐車場名	駐車場	規程第 3 条第 3 項 に基づく許可条件	
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分	合計使用時間数	
	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分	時間	
使用料			